

令和6年（ワ）第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

第4回準備書面
(原告新潟県連の法益侵害に関する補充)

2025年8月27日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 村 健 夫



同 弁護士 近 藤 正 道



同 弁護士 和 田 光 弘



同 弁護士 上 野 祐



同 弁護士 細 野 希



本準備書面では、被告らがインターネット上で公開するウェブページによって原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害されていることについて、原告新潟県連の主張を補充する。

第1 本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されていること

- 1 訴状 p 32 以下において主張したとおり、原告新潟県連は、部落差別から部落民衆を完全に解放することを目的として、主として部落民から構成される権利能力なき社団である（甲1）。

そして、原告新潟県連は、その目的を遂行するため様々な活動を精力的に行っており、その業務遂行権は、法律上保護される利益である。

さらに、原告新潟県連は、一定の社会的地位に基づき活動を行っている団体であることから、その社会的評価は法律上保護される利益である。

- 2 訴状別紙記事目録 5 (1) 及び 5 (2) の各記事は、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害する内容である。

具体的には訴状 p 33～ p 37 にかけて詳細に主張しているところであるが、概要は次のとおりである。

- (1) 記事目録 5 (1) (甲 25・1) では、原告新潟県連の活動について、概要「ヤクザみたいに罵声を浴びせて質問して答えさせていた」「このような事が繰り返されている」「荒川高校だけではない新潟県の教育界で 相次ぐ糾弾」「解放同盟が学校にトラブルを持ち込み、その責任を学校に押し付けているようにしか見えない」等が記載されている。

当該記事は、記事全体として、「ヤクザ」という反社会的勢力を意味する表現を用いながら、学校や教育委員会に対して不当な糾弾行為を繰り返し、トラブルを引き起こしているとの事実を摘示するものである。

このような内容は、教育委員会等と協力して同和教育の充実や同和問題の啓発を図り、部落差別からの完全な解放を実現しようとする原告新潟県連の活動に対して著しい支障を及ぼすものであり、到底これを受忍できるものではないから、記事全体として、原告新潟県連の業務遂行を違法に侵害するものである。

さらに、当該記事に用いられている「ヤクザ」等の表現は、一般人をし

て、原告新潟県連が違法・不当な方法を用いて活動したと誤認させるに十分であり、原告新潟県連の社会的評価を低下させるものであって、その名誉権を侵害するものである。

- (2) 記事目録5(2)(甲 25-2)では、「教職員の間では、モンスターペアレント、苦情電話と並んで、部落解放同盟もクレーマーの1つという認識である。」「新潟県では、ワタリとかたいしといったことは、あえて寝た子を起こさないようにして、忘れていけばいいと思っていたし、そうなると思っていた。しかし、国の同和政策が終わる間近頃になって、関西から来た人間が焚き付けたのです。」「『解放同盟のやってきたことは犯罪、自分たちは被害者だ』実際、おそらく新潟県の公務員の多くは解放同盟に対し、面従腹背で、本音はこのようなのだ」等が記載されている。

当該記事は、「クレーマー」という正当な理由のない理不尽な要求や苦情を申し入れる者を意味する表現を用いていることや、原告新潟県連の行ってきた活動が「犯罪」であって被害者を生む結果となっている旨を記載するものである。

このような内容は、記事全体として、原告新潟県連の活動に対して著しい支障を及ぼしており、到底これを受忍することはできないから、原告新潟県連の業務遂行権を違法に侵害するものである。さらに、当該記事において用いられている表現は、一般人をして、原告新潟県連があたかも理不尽な要求等を行っているかのような印象を植え付けるものであるとともに、「犯罪」と記載することによって、一般人をして、原告新潟県連が違法な活動を行ってきたと誤認させる表現であるから、原告新潟県連の名誉権を侵害するものである。

第2 被告らによる継続的な発信行為

- 1 本件訴訟を提起した後も、被告らは、インターネット上で、原告新潟県連の

業務遂行権及び名誉権を侵害する内容の発信を継続する。

具体的には以下のとおりである。

- 2 2025年6月25日第2回口頭弁論が実施され、被告らは、当該口頭弁論について裁判の内容を報告する下記のYouTube動画をインターネット上で公開した（甲43。以下「本件YouTube動画」と言う）。

記

【裁判報告】2025-06-25 新潟地裁 この学校にいる同和地区出身者は何人だ！

https://www.youtube.com/live/yh-kC_IsiI

本件YouTube動画において、被告らは、「自治労が原告新潟県連と連携するのはおかしいのではないか」との見解を示す中で、「（原告新潟県連と連携することが）教職員のためになっていない」「（原告新潟県連は）教職員に犯罪をやらせているような団体」「（原告新潟県連と）連携することは犯罪の片棒を担いでいるんじゃないかと思います」と発言した。

このような内容は、原告新潟県連が新潟県の教職員に対して違法な犯罪行為を行っていることを摘示し、「犯罪」という原告新潟県連の社会的評価を低下させる表現を用いていることから、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものである。

原告新潟県連は、本件YouTube動画における上記被告らの発言についても不法行為を構成するものとして、その削除を求めるとともに損害賠償を求めるものである（別途訴えの変更申立書のとおり）。

第3 違法性阻却事由は存在しないこと

- 1 被告らは、準備書面1 p 20において、訴状別紙記事目録5(1)及び5(2)について、関連文書・教職員聴き取りに基づき、原告新潟県連による確認会（糾弾会）の実態を批判的に論評するものであると主張する。

しかし、前述のとおり、被告らは、真実ではない事実を摘示して「ヤクザ」や「クレーマー」などの社会的評価を低下させる表現を用いており、論評の域を超えていることは明らかである。

以下、具体的に反論する。

- 2 被告らは、原告新潟県連が①学校側に同和地区出身者の生徒数を応えさせようとした、②教職員に対して罵声を浴びせたと主張する。

しかし、①については、原告新潟県連は、同和行政・同和教育が適切になされているかを確認するなかで、同和地区出身者の生徒の有無などに言及することはある。それ自体は、部落差別からの解放を目的する原告新潟県連の活動の一環であって、正当な活動である。「ヤクザ」や「クレーマー」の表現を用いて批判される言われはない。

また、②については、原告新潟県連が、教職員に対して罵声を浴びせた事実はないから、事実無根である。

- 3 被告らは、準備書面 1 p 21～23 にかけて、被告宮部が関係者から聞き取った出来事を列記するが、全て否認する。何ら証拠に基づいておらず、事実とは認められない。
- 4 以上のとおり、被告らの主張は理由がなく、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害する訴状別紙記事目録 5 (1)及び 5 (2)、並びに本件 YouTube 動画について違法性阻却事由は認められない。

以上